

健体第 487 号
生学第 314 号
令和 5（2023）年 9 月 29 日

各関係団体長 様

栃木県教育委員会教育長

栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク登録者の募集について（依頼）

日頃から、本県教育行政に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本県では部活動の地域連携や地域移行を推進するため、このたび、栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンクの運用を開始いたしました。

つきましては、別添のとおり本バンクへの登録者を募集いたしますので、趣旨や内容を御確認の上、関係団体・関係者への周知をお願いいたします。

なお、詳細については、栃木県ホームページを御覧ください。

<栃木県ホームページ>

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m12/bukatsu/bukatudousidouin.html>



栃木県教育委員会事務局
健康体育課 体力向上・部活動改革担当
TEL : 028-623-3415
FAX : 028-623-3574
生涯学習課 ふれあい学習担当
TEL : 028-623-3404
FAX : 028-623-3406

栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク登録者募集

栃木県教育委員会では、栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）への登録者を募集します。

栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンクとは

県内の中学校及び県立学校において、部活動指導員として部活動の指導を行っていただける方や、学校部活動を地域移行した「地域クラブ」*での指導を行っていただける方を「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」に登録し、部活動指導員や地域クラブ活動指導者の配置を検討する市町教育委員会や県立学校、地域クラブに情報提供するものです。

*学校や市町教育委員会と連携して活動する「地域クラブ」

1 部活動指導員とは

- ①学校教育法施行規則に定められた学校職員です。（学校教育法施行規則第78条の2に規定する者※添付資料参照）
- ②学校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行うことができます。
- ③報酬が支払われます。
- ④勤務条件は各市町・学校により異なります。

<勤務時間の例>

平日	休日
16:00 出勤、当日の部活動計画の確認、準備等 16:10～18:00 部活動指導（指導時間は2時間程度） 18:00～18:10 活動記録の整理、退勤	8:45 出勤、当日の部活動計画の確認、準備等 9:00～12:00 部活動指導（指導時間は3時間程度） 12:00～12:15 活動記録の整理、退勤

※勤務日数：週1～5日

週11時間程度（平日2時間、休日3時間）※平日1日、休日1日の休養日

2 地域クラブ活動指導者とは

- ①学校部活動を地域移行した「地域クラブ」において、スポーツや文化芸術活動の指導を行います。
- ②報酬が支払われます。
- ③勤務条件は、活動の実施主体となる各団体の規程に基づきます。

<勤務時間の例>

休日
8:45 出勤、当日の活動計画の確認、準備等 9:00～12:00 地域クラブ活動指導（指導時間は3時間程度） 12:00～12:15 活動記録の整理、退勤

3 資格要件

(1) 部活動指導員を希望する方

指導する部活動に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する方とします。部活動指導員については、別紙「県立学校部活動指導員配置事業実施要項」参照ください。

(2) 地域クラブ活動指導者を希望する方

スポーツや文化芸術等における指導経験や資格を有するなど専門的な知識・技能がある方とします。

(3) 部活動指導員と地域クラブ活動指導者のどちらも希望する方

(1)(2)の要件を満たす方とします。

※詳細は、様式2号「登録者指導者個票」をご覧ください。

4 登録から任用までの流れ

(1) 部活動指導員・地域クラブ活動指導者として活動を希望する場合は、所定の登録申請を行っていただきます（「5 登録申請の手続」参照）。その後、県教育委員会にて審査を実施し、合格した方のみ指導者バンクへ登録されます。

(2) 各市町教育委員会や県立学校及び地域クラブは、指導者バンクの登録指導者の情報（別表1 登録指導者一覧【運動部・スポーツ活動】、別表2 登録指導者一覧【文化部・文化芸術活動】）を確認し、県教育委員会へ希望する登録指導者情報を様式第6号により照会します。

(3) 県教育委員会は、登録指導者の情報を、照会のあった市町教育委員会、県立学校及び地域クラブへ回答します。

(4) 市町教育委員会、県立学校及び地域クラブは、登録指導者へ連絡し、日程調整等の後、勤務条件等の確認や指導内容等について面接や打合せなどを実施します。その後、希望する条件が合致した場合は、正式な任用に向けた手続きを行うとともに任用の可否を県教育委員会へ報告します。

5 登録申請の手続

方法1 栃木県電子申請システムによる申請

以下のURLにアクセスするか、2次元バーコードを読み取り、必要事項を入力し申請します。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5372



方法2 郵送による申請

以下の書類に必要事項を記入の上、簡易書留にて送付し申請します。

①登録申請書（様式第1号）

②登録者個票（様式第2号）

書類の様式は、ホームページからダウンロード可能です。

送付先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県教育委員会事務局健康体育課 体力向上・部活動改革 担当宛て

添付資料

申請に関する書類

- 様式第 1 号 登録申請書
- 様式第 2 号 登録指導者個票

更新・変更に関する書類

- 様式第 4 号 登録更新申請書
- 様式第 5 号 登録内容変更届

照会に関する書類

- 様式第 6 号 登録指導者の情報提供について（照会）

その他

- 県立学校部活動指導員配置事業実施要項
- 栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク運営要領
- 栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク募集
- 部活動指導員に関する法律
- (別表 1) 登録指導者一覧【運動部・スポーツ活動】(※指導者バンク登録後掲載)
- (別表 2) 登録指導者一覧【文化部・文化芸術活動】(※指導者バンク登録後掲載)

6 留意事項

- ・ 登録情報については、指導者を推薦、任用する目的のため、栃木県教育委員会のほか、関係市町教育委員会や学校、地域クラブで共有します。目的以外での使用は一切いたしません。
- ・ 指導者バンクへの登録は、原則として申し出がない限り最長 3 年間としますが、長期に渡って連絡が取れないなど、管理者が登録を抹消することが適当と判断する場合はこの限りではありません。
- ・ 登録者が必ず任用されるわけではありません。
- ・ 登録後に登録内容について変更が生じた場合は、様式第 5 号により登録内容の変更し、県教育委員会へ報告してください。
- ・ 登録後に登録の抹消を希望される場合は、栃木県教育委員会事務局健康体育課までお問合せください。

お問い合わせ

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県教育委員会事務局健康体育課

電話：028-623-3415 FAX：028-623-3574

E-mail：kenko-taiiku@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分

栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク登録者募集

栃木県教育委員会では、部活動の地域連携や地域移行を推進するため、「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」を設置し、部活動指導員・地域クラブ活動指導者を募集します。



部活動地域移行
詳細はコチラ



部活動の地域移行

栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンクとは

県内の中学校及び県立学校において、部活動指導員として部活動の指導を行っていただける方や、学校部活動を地域移行した「地域クラブ」※で指導を行っていただける方に「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」に登録していただき、部活動指導員や地域クラブ活動指導者の配置を検討する市町教育委員会や県立学校、地域クラブに情報提供するものです。



※学校や市町教育委員会と連携して活動する「地域クラブ」



登録申請方法(栃木県電子申請システム)

Step 1

- ・ 右記の二次元バーコードを読み取る。

※下記URLからも登録申請可能です。



https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5372

Step 2

- ・ 必要事項を入力し、登録申請。

※資格要件については裏面参照。

Step 3

- ・ 登録申請完了！

※県教育委員会は受理した申請内容をもとに審査を実施し、審査結果を2週間以内に通知します。

【問合せ先】

栃木県教育委員会事務局 健康体育課 TEL:028-623-3415
生涯学習課 TEL:028-623-3404

栃木県部活動指導員・地域クラブ活動
指導者バンクに関する詳細ページ



指導者バンク



部活動指導員とは

- ①学校教育法施行規則に定められた学校職員です。(学校教育法施行規則 78 条の 2)
- ②学校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行うことができます。
- ③報酬が支払われます。
- ④勤務条件は各市町・学校により異なります。

地域クラブ活動指導者とは

- ①学校部活動を地域移行した「地域クラブ」において、スポーツや文化芸術活動の指導を行う方です。
- ②勤務日、報酬の額等の勤務条件は、活動の実施主体となる各団体の規程に基づきます。

©photoAC

資格要件

(1)部活動指導員を希望する方

指導する部活動に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する方とします。

(2)地域クラブ活動指導者を希望する方

スポーツや文化芸術活動等における指導経験や資格を有するなど、専門的な知識・技能がある方とします。

(3)部活動指導員と地域クラブ活動指導者のどちらも希望する方

(1)(2)の要件を満たす方とします。

※ 資格要件についての詳細は、ホームページ「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」をご覧ください。



詳細は、ホームページをご覧ください。

栃木県部活動地域移行
掲載ホームページ



部活動の地域移行

